

庁舎建設特別委員会会議録

平成24年1月12日(木)

(開 会) 10:13

(閉 会) 11:49

案 件

1. 庁舎建設に関することについて

委員長

それでは、ただいまから庁舎建設特別委員会を開会いたします。「庁舎建設に関することについて」を議題といたします。提出資料に基づき執行部に補足説明を求めます。

総務課長。

事前に配布させていただいておりましたけれども、この資料は庁舎問題検討委員会におきまして審議いただいております主要部分の抜粋資料でございます。資料概略について説明させていただきますけれども、まず、きょう追加で資料をお配りさせていただいております。飯塚市庁舎問題検討経過について先に説明させていただきます。1枚ものでございます。

まず7月7日に庁舎問題検討委員会の設置について議決をいただき、7月15日に委員会規則を制定いたしております。内容としましては23名以内の委員構成とすることとし、その中で2行目に書いておりますように、その日から8月22日まで公募委員の募集を開始しております。併せて当日、同じ日に総務課内に庁舎問題対策室を設置し職員2人を配置いたしております。次に8月24日でございますけれども、公募委員20人の応募がありまして抽選で男女それぞれ2人の委員を選出し、8月29日に第1回目の庁舎問題検討委員会を開催しております。それから、9月1日に書いておりますけれども検討委員会に諮ったうえで、9月1日から本庁舎についての市民意見の募集を開始しております。9月29日および11月8日にそれぞれ第2回、第3回の検討委員会を開催し、第3回の結果を受けて、11月15日に飛びますけれども11月15日に建て替え又は改修等の方向性について、検討委員会委員長より市長へ中間報告がなされております。併せて、次の11月21日から検討委員会に諮った上で、市民アンケートを実施しております。12月16日に記載いたしておりますとおり庁議において内部検討組織として、課長職からなる庁舎建設作業委員会を設置することとし、12月20日には本会議において、この庁舎建設特別委員会の設置というような運びとなっております。以上が庁舎問題検討経過につきまして1枚ものの追加でお配りしております資料でございます。

次に、事前に配布しておりました大きなファイルとなっておりますけれども、配布させていただいております資料について説明させていただきます。まず目次に記載しておりますとおり、庁舎問題検討委員会におきましての第1回から第3回までの主要な資料及びそれを受けての37ページからの中間報告書、及び市民アンケート内容の構成となっております。まず、ページをめくっていただきまして、1ページをお願いします。1ページから15ページまでが第1回目の検討委員会の資料でございます。1ページで、1.市役所本庁舎に関する法律上の位置づけとして、地方自治法第4条に規定されておりますが、第1項では事務所の位置については条例事項となっていること、第2項で、その位置について考慮すべきこと、第3項で、事務所の位置に関する条例の改廃の議決について規定されております。2.合併協議会における合併協定項目における協議内容につきましては、合併協定項目番号4、新市の事務所の位置についての協議内容について表記しております。ページめくっていただきまして、2ページをお願いします。2ページの3.飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画では、本庁舎にかかる計画として、下から2行目から一番下にかけてでございますけれども「市民の意見

を聴きながら、平成23年度を目途に建替工事等の実施の有無について決定する。」とされております。

3ページをお願いします。折り込みにしてありますけれども、この3ページの職員等配置数（施設毎）この資料は市の施設建物ごとの職員配置数です。これは、平成23年4月1日時点の正規職員、再任用職員、嘱託職員、年間配置の臨時職員の配置人員を表記しておりますけれども、1.旧1市4町庁舎、これが本庁、穂波庁舎及び支所庁舎の配置の内訳でございます。2.その他施設（市長部局）この欄が市長部局の出先機関の配置の内訳でございます。番号が重複しておりますが、その下の2.その他施設（教育委員会）ここが教育委員会の出先機関の配置内訳でございます。3.その他施設（上下水道局）ここが終末処理場の配置職員でございます。4.その他施設でその他を集計し、合計で、最後になりますけれども表記の通り正規職員が938人、再任用、嘱託職員がそれぞれ70人、231人、年間雇用の臨時職員が289人となっております、平成23年度4月1日時点で合計で1,528人となっております。

次に、4ページをお願いします。4ページの庁舎の現状でございます。この資料は本庁、穂波庁舎及び支所として使用しております庁舎の状況について整理したものでございます。一番左の「飯塚本庁舎」の欄でございます。記載のとおり本庁舎は、昭和39年4月に供用開始いたしております、築47年を経過しております。延べ床面積は1万2212㎡。次に、横の本庁第2別館は昭和36年の建築で、延べ床面積は954㎡。第2別館を含めた本庁全体の合計の延べ床面積は、1万3166㎡となっております。この本庁舎と第2別館の欄の一番下に記載していますが、敷地面積は臨時職員駐車場を含め、1万9192㎡となっております。その他の欄には第2別館及び第2別館横駐車場の取得の詳細、購入の年月日、購入先、購入金額を記載しております。以下、穂波庁舎、筑穂庁舎、庄内庁舎、潁田庁舎につきまして、建設年月日、敷地面積、延床面積、駐車場等を表記しております。ご覧のとおり穂波庁舎は平成6年の建築でございます、平成23年度末の市債の残高が4億1069万7千円、筑穂庁舎が平成14年建築で市債残高が3億1673万4千円となっております。庄内庁舎については、ご存知のとおり平成23年度より旧庁舎から道路反対側の庁舎に移転して事務処理を行っております。

次に、5ページをお願いします。これもA3の閉じ込めでございますけれども、これは国や県の主要施設、市の職員が勤務している出先機関と各庁舎との距離を直線で図ったものと、その平均距離を記載しております。次に、めくっていただきまして6ページから7ページにかけては、各庁舎の階ごとの部署等の配置図をつけさせていただいております。

8ページをお願いします。これは庁舎にかかわる経費について集計したものです。補足説明しておきますけれども各庁舎では空調の熱源方法が違いますので、説明させていただきますけれども、本庁舎は重油ボイラーによる暖房となっておりますので、燃料費が高くなっています。穂波庁舎はガスで空調を行っていますが、ガス代は燃料費ではなく光熱水費で計上されています関係で数字があがっております。筑穂支所、潁田支所は電気のみ、庄内旧支所は冷房は電気、冬の暖房は灯油と電気に対応しておりますので、経費計上がそこその庁舎で変わっておりますので説明させていただきます。修繕料につきましては、本庁舎では、毎年各所の改修、補修工事を行っている状況であり、建物維持に多くの経費が必要となってきております。穂波庁舎の修繕料では、平成20年度に空調機器、平成21年度に発電機、平成22年度に空調と浄化槽といった大規模な設備の改修を行っております関係で大きな数字となっております。

次に9ページをお願いします。これは本庁舎の沿革について時系列的に記載したものでございます。昭和39年4月に現地で本庁舎が完成し供用開始しておりますが、その時は正面玄関のある南棟だけが4階建てございまして、東棟、北棟については2階建てでございます。昭和48年に記載しておりますとおり昭和48年に増築し、食堂のあります第1別館を除き、すべて

4階建となっています。その第1別館につきましては昭和57年に消防組合が片島のほうに移転しまして、第1別館をあわせまして市役所庁舎全体となっております。ページめくっていただきまして10ページになります。先ほど説明しましたとおり、平成11年12月のところに記載しておりますとおり、旧税務署であった第2別館を購入し、平成18年には合併による庁舎機能の規模拡大に合わせて、第2別館横の駐車場を購入しております。金額等につきましては、先ほどの庁舎の概要で説明させていただきましたとおりでございます。

続きまして11ページをお願いします。これは本庁舎の問題点について記載いたしております。本庁舎の問題点は、市の建築関係の専門職員及び総務課の営繕担当者が、今までの改修工事内容の確認や調査等で確認したことを中心に整理しております。まず11ページでございます。アの建物本体、ここの(ア)外壁及び屋上においては、ともに表面部分が劣化しており、修繕の必要性が出てきております。特に問題として、大きな点は(イ)内壁及び床面の で東棟3階の窓側の床及び壁に大規模なクラックが発生していることです。これは、先ほど本庁舎の沿革において説明しております昭和48年に増築した部分です。また、(ウ)のその他で記載していますが、 で、この庁舎は総て鉄製窓枠であり、枠の腐食、コーキングの劣化等が進んでおり、また では、第1別館で以前、先ほど説明しました消防署が使用していました望楼塔、火の見やぐらでございますけれども、これが老朽化によりまして一部コンクリート壁の崩落が見られています。次に、イの機械設備ですが、(ア)汚水、雑配管、次の12ページの(イ)給水管、(ウ)空調関係管等、いずれも耐用年数を超えており、腐食や配管詰まりにより使用不能となっているものもあり、配管の大規模な改修が必要な状況となっております。(オ)空調機器類、ここでは、地下室にボイラーがあるため、その地下室のボイラーの入れ替え工事が必要となっております。(カ)エレベーター設備でございます。このエレベーターも設置後30年を経過しております。保守部品の供給が平成24年12月で停止になる予定でございます。補修自体ができず、駆動装置そのものを交換しなければならない設備になっております。一番下の(キ)にかかります13ページの でございます。 では電気室が地下室にあるため水害にあう危険性があり、移設等の検討が必要となっております。次に(2)耐震性の問題です。耐震診断は実施しておりませんが、本庁舎は、先ほどから説明のとおり昭和39年の建物でございます。昭和56年に制定された新耐震基準はもとより、その前の昭和46年の旧基準以前の建築物であるため、現行の新耐震基準を充足していない状況でございます。特に東棟の増築部分の3階、4階については、先ほど説明しました部分でございますけれども、構造上の問題から揺れを多く感じる状況となっております。去年の3月の東日本大震災等から災害時の拠点として、災害に強い庁舎の必要性が問われている現在では、耐震性の問題は大きな課題と考えられております。次に、(3)の建築基準法上の適合性の問題ですが、特に で内装の不燃材料については、総てのフロアで満たしていませんので、改善するためには大規模な工事が必要とされております。また、次の の3点についても、今後庁舎を継続していくためには、改善しなければならない事項でございます。次に、(4)狭あい原因と問題でございます。まず庁舎が狭くなった原因の第1の理由といたしましては、合併によりまして本庁職員数が増加いたしております。そのほかにも、 のように制度改正による業務の増加などにより職員が増加しておりますし、 ではOA化による機材の増加等により執務室が狭くなっており、そのことによって会議室や相談室が不足している状況でございます。

次に、14ページをお願いします。(5)の空調の非効率と省エネルギー対策のところでございますけれども に記載していますように、空調設備が一括作動となっておりますために利用状況に応じた空調を作動させることができない仕組みで非効率となっております。そのため会議室などでは、一括空調とは別に個別空調も設置せざるを得ない状況となっております。また、先ほど で説明いたしましたが、老朽化した鉄製窓枠のため、隙間から外気の影響を受け

やすく、空調機能が非効率となっている状況でございます。(6)のバリアフリー対策でございます。ここでは事あるごとに改修に努めておりますが、今でいいバリアフリー新法でいう望ましい基準という整備までには至っていない状況であります。(7)(8)は高度情報化の対応及び機構改革による問題でございますけれども、昭和39年の建設当時はもちろん、このようなOA関連の機器がふえたり、地方分権化が進むことによります市町村の事務権限がふえてくるなど想像できなかったものと思われれますが、この47年間に大きく社会は変化してきております関係で、この建物で対応するにはなかなか厳しい状況になっているという状況でございます。

15ページをお願いします。(10)その他の問題というところでございますけれども、これは市民の皆様の方の多くの方が不便に感じておられることとございますけれども、庁舎正面玄関前の敷地が狭くなっておりまして、もちろん駐車台数も少ないため、多くの方が寄り付きの問題で不便に感じられております。特に高齢者や妊婦の方などには不便な状況となっております。以上が、第1回目で提出させていただいております検討委員会の資料の主要部分でございます。

次に、16ページから28ページにかけましてが、第2回の検討委員会の資料でございます。16ページをお願いします。16ページの改修、建て替えの比較検討資料についてでございます。これは、庁舎問題検討委員会におきまして、改修又は建て替えの方向性の検討を行うために作成しました想定資料でございます。まず、1の想定規模等で表記しておりますとおり、比較検討するための前提条件として、建て替え等の想定規模として、本年度4月1日時点での本庁に配置している職員数から、他市の状況調査及び総務省の起債基準等を参考にし、想定規模を1万8千㎡と設定させていただいております。次に、2の工事・事業費等概算内訳の表でございます。これは現段階での積算可能な工事費について、建築部署で算定したものでございまして、下の注釈に記載していますが、造成費、用地費等の費用については計上しておりません。また、改修の場合には、真ん中の列でございますが「改修(増築有)」という列を設けております。これは耐震改修を実施することで、耐震壁の設置、地下室にある電気室、機械室の移設等により、面積が狭くなることが予想されますことから、現実的な選択肢として不足分を増築するという想定の上に試算しております。それを改修時のパターンとして加えております。この行で建築工事費、で総事業費を積算し、は平米当たりの建設工事単価となっております。見ていただきまして、改修に比べると建て替えは1.46倍近くになっておりして、の総事業費では建て替えが1.36倍ほど高くなっております。の年、平米あたりコスト比較でございます。これは総事業費の平米単価を耐用年数で割りまして、事業費のコストを計算・比較したもので、長いスパンでみると逆に改修のほうが建て替えに比較して、2.39倍ほど高いコストがかかるというような計算となっております。

17ページをお願いします。3の財源の表でございます。ここでは合併特例債を活用した場合の計算を行っております。一番右の列の米印の1で建て替えの試算の列では、解体費が起債の対象になる場合とならない場合を並列で表記しております。市の持ち出しとなりますこの行の一般財源では、改修では建設時には4億9千6百万円、また建て替えでは、建て替えの解体費込みの分のところですが、建設時には4億2百万円が必要となるという算出であります。次に将来負担、これは建設当時の一般財源に将来の負担を加算したものでございます。合併特例債は、ご存知のとおり償還時に70%が国からの交付税措置がありますので、利子を含めないところでの元本ベースでの比較ですが、で交付税措置としまして、改修であれば2億2千5百万円、建て替えの解体費込みの部分の列で言いますと4億4千6百万円の交付税措置があることとなります。従いまして、最後ので最終的に市の負担、これは先ほど説明しましたように、建設時の一般財源と将来的な一般財源の負担を合算したものでございますけれども、改修では1億4千6百万円、建て替えでは2億3千5百万円の一般財源が必要となると

というような積算でございます。4の他市の建設工事の状況ですが、これはまた後ほど説明させていただきますが、 で改修につきまして24ページに、 の建て替えにつきましては25ページから28ページに資料を付けておりますが、先例市を調査しました状況を整理集計したものでございまして、 の改修では昭和45年以前の建物で、大規模改修と耐震補強工事を一緒に実施している事例を探しましたが、事例が少なかったこともありまして2市の事例を記載しております。工事費の単価はそれぞれ20万円と24万1千円となっております。 の建て替えの状況につきましては、既に完成しているもの、または建設中である11市の集計では、平均工事単価が、平米単価でございますけれども29万円。現在設計、計画中の10市では、平均建設工事単価が35万8千円で、平均しますと31万5千円となっております。

18ページをお願いします。改修と建て替えのメリット、デメリットについて整理しております。 はメリット、 はデメリットというような形で表記させていただいております。2行目の耐久、耐用年数の欄では、改修工事を行っても鉄筋コンクリート躯体自体の延命はできないことから、いずれ建て替えの検討が必要になってくるということになります。市民への影響の欄では、改修にかかる工事では、ローテーションによる改修とならざるを得ないことから、次々と部署が移転するためご迷惑をかけることになりすし、職員への影響としては、仮庁舎への往復移転があるので、業務が非常に増加することが予想されます。その下の耐震機能でございますが、改修では選択できる耐震機能が限られることから、改修のみでは、庁舎が抱えている狭あい問題の解決にはならず、逆に狭くなるということが予想されるというデメリットがあります。参考までに、次の19ページにコンクリートの耐久性に関する資料を付けております。参考資料でございます。

20ページをお願いします。20ページから21ページにかけましては、先ほど文字で表記してございましたけれども、庁舎が抱える問題点につきまして解決の度合いを改修、建て替えで比較したものでございまして、 は解決できると思われる問題点、 は一部解決できると思われる問題点、×は解決できないと思われる点というような表記で整理させていただいております。次に、22ページをお願いします。22ページの7. 庁舎建て替えに関する他市の状況調査の概要、これは先ほども説明しましたけれども、17ページの4の他市の建設工事の状況の基礎資料の集計でありまして、後で説明させていただきますけれども、平成20年度以降に庁舎を建築又は計画が進行しております飯塚市と人口規模が似通った21市を調査しまして集計をしたものでございます。表の真ん中をご覧くださいますと、 で職員一人当たりの延べ床面積で、設計の計画より、実際に完成、建設中のほうが広がっております。 、 の建設工事費の単価では、完成、建設中のほうが設計計画より安くなっていますが、これは設計金額と実際の入札後の金額の差もあるものと思われまして、 の一番下の枠につきましては、その他の市の状況を現在の市の職員1人当たりの延べ床面積、欄外に記載しておりますとおり615人でございますけれども、この先例市の延べ床面積に市の職員の615人を乗じまして、市の職員規模に置き換えた場合の数値でございます。先ほど建設の場合の想定規模として説明しました1万8千㎡の指標となったものでございます。併せまして次の23ページになります。これは8で総務省の地方債の面積算定基準を掲載しております。これらをもとに先ほどの想定規模等のところでも説明させていただきましたが、比較検討の庁舎の規模面積を1万8千㎡としております。

次に、24ページをお願いします。A3の折り込みでございますけれども、これが先ほど説明しました改修を実施している他市の状況を調査しました一覧資料でございます。先ほども説明しました、昭和45年以前の庁舎では建て替えがほとんどであり、改修を検討しているところが少なく、飯塚市と似た状況の中で改修しているのは、ここで表記しておりますAとCの2市を参考に先ほどの資料をつくったものでございます。このうち、特記事項の一番下にも記載

しておりますけれども、A市の場合につきましては改修とは別に、6千㎡を増築をされたということとなっております。参考まででございますけれども、B市においては将来の建て替えを想定しまして、耐震補強工事のみとされたケースでございます。またD市、一番右でございますけれども、D市は耐震工事と大規模改修について比較検討はされましたけれども、最終的には建て替えとなったケースでございます、参考までにあげております。

25ページをお願いします。25ページから28ページも先ほど説明させていただきましたけれども、人口が比較的本市と似通っている状況で平成20年度以降に庁舎の建て替え、又は今から建て替えを行う予定の先例市の状況の一覧でございます。掲載の順序といたしましては25ページ、この25ページが既に完成済みの自治体、次の26ページが現在建設中のところ、そして次の27ページが設計中のところ、そして最後の28ページが現在計画中のところというような形で進捗状況によって分けて整理させていただいております。調査時点と今の状況が多少変わっているかもしれませんが、調査時点での状況別に4枚に分けて整理させていただいております。ここまでが、第2回目の検討委員会の資料でございます。

次に、29ページをお願いします。これは9月に実施しました市役所本庁舎についての市民意見募集の集計でございます、様式につきましては30ページに付けておりますが、今後の本庁舎に望むこと、その他のご意見について意見を伺っております。10月31日までにお寄せいただきました分を整理しておりますが、件数としては24人の方より寄せられております。意見の内容については31ページから意見別に整理させていただいております。まず1の庁舎に関しての意見でございますけれども、現庁舎に関して交通の便は居住地によって当然ながら良い悪いというような意見が分かれています。また駐車場については、不便であるという意見の方が多く、庁舎そのものについては古い、使い勝手が悪い、手入れが悪いといったような意見があがっています。32ページの設備面でございますけれども、ここではやはりトイレの不備ということが多くあがっております。併せまして、今年導入した市民窓口のワンストップサービスについては改善されたというようなご意見もあがっています。33ページの2の今後の庁舎に望むことについては、建て替えを望む意見、穂波庁舎を有効活用する意見、支所を有効活用するといったような意見が出されております。下の表の庁舎機能としては災害時の拠点、市の窓口だけではなく国、県の業務を含めた各種相談コーナーの設置、また市役所に行かなくても手続きができる仕組み、休日開庁、子育て支援機能、市政に関する情報提供の充実といったような意見が34ページにかけて頂いております。

次に35ページから36ページのその他ですが、このご意見の中には、庁舎の位置についても意見があがっていましたので、その中で整理させていただいておりますが、位置については、これからの協議になりますが、位置としては合併協議に基づく穂波地内への移転とか、バスセンター、本町地区もしくは飯塚駅周辺、市場敷への移転などというような意見も出ております。一方で、現在地での建て替えというような意見も多くあがっている状況でございます。以上が、市民意見でございます。

次に、37ページをお願いします。37ページからの中間報告についてですけれども、中間報告については別途議員の方々へは配布させていただいておりますので、もうお目通しいただいたと思いますけれども、11月8日の第3回の庁舎問題検討委員会で庁舎の方向性について「建て替えが望ましい」という結論を受けまして、そこに記載しております11月15日付けで庁舎問題検討委員会委員長より市長へ中間報告がなされております。

今まで説明しました内容と重複しますので、構成のみ説明させていただきます。まず40ページから42ページにかけまして、先ほど説明しました現庁舎の問題点を、次に43ページに、これも先ほど説明しました建て替え・改修のメリット・デメリットを表記しまして、44ページの4の庁舎の建て替え又は改修の方向性、この項目におきまして(ア)として耐震基準、老

朽化から大規模改修工事に多額の費用がかかること。(イ)で大規模改修を行っても狭隘等の根本的な問題解決にはつながらないこと。(ウ)で改修を行っても20年程度しか延命出来ないことから、合併特例債が活用できる時期に建て替えることが財政的にも有利であること。以上のような状況から、「本庁舎は建て替えが望ましい。」というような結論となっております。45ページからは今までの資料と内容は同様でございますので、資料といたしまして中間報告書に添付されている状況でございます。

最後になります。50ページからは、11月から12月にかけて実施しました市民アンケートの様式を添付しております。アンケートの概要でございますけれども、対象者を無作為抽出によります16歳以上の5千人といたしまして、地域の偏りをなくするために旧市町ごとに人口で按分して抽出いたしております。内容の説明は省略させていただきますけれども、集計につきましては、現在集計中でございます。以上が第3回の検討委員会の資料でございます、目次を書いておりますけれども、中間報告及びアンケートにつきましては、第3回ではかつております関係で目次は第3回から外出ししておりますけれども、第3回ではかった上で審議させていただいておりますので、3回ということで説明させていただきます。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

これを見る限りでは、建て替えという方向でということのようでございますけれども、今は資料を全部説明していただきましたけれども、その中でお尋ねしたいのは、例えば18ページですね、メリット、デメリットの中にありますね、設計計画が将来の社会情勢等を見据えた庁舎の設計が可能であるというので、建て替えはメリットがあるというふうになっております。それとともに今回の出された、例えば16ページに出されている想定規模等については職員が想定職員数615人というふうになっておりますね。平成23年4月1日現在の本庁舎配置人数ですよ。このことを併せ持ってお尋ねするんですけれども、ご承知のように一本算定が始まりますけれども、先の一般質問でも一本算定になった場合、交付税は約29億8千万円が減額されるというふうになっております。それとともに、現在行財政改革の中で市職員の定数を単年度収支の黒字化ということで130人減らすという計画で25年度までにですか、130人減らすという計画で取り組んでおるわけです。こういうことを考えていったときに、10年先の財政の問題を考えていったときに市の職員のあり方、職員定数がいかにあるべきなのかということについての見解をお示しいただきたい。例えば市職員の定数を減らしながら、ここに書いておりますように、臨時職員等をふやしていくことによってマンパワーは維持していくとか、そういう考えでこの庁舎のあり方についてお考えをお持ちなのかどうかということについても合わせてご回答いただきたいと思っております。

総務課長

16ページに記載しております615人という人数につきましては先ほど説明しましたように、建て替えもしくは改修をした場合の現況での比較するための設定人数を平成23年度4月1日時点での規模算定の基礎資料といたしております。今後、建て替えという方向になりますと具体的な規模の問題につきましては、支所の庁舎、穂波および筑穂等の庁舎をどういう具合に活用するか、及び組織をどういう具合にした上での設計をするかというようなことが大きな問題になりますけれども、これはあくまでも615人というのは現段階での比較検討資料でございます、委員言われますとおり、当然ながら将来具体的な話になりますと、将来どういった形でこういった業務をどこまで本庁でするかというようなところを検討した上で本庁舎に置く人数を設定の上、規模を算定するというような段取りになるかと思います。

道祖委員

今後、少子高齢化ということで人口は減っていく。そして税収がいま言ったように伸びてこない。その中で、いま合併特例債を活用して、僕は改修なり建て替えなり、この実態からみると建て替えという形になるのではないかと思いますけれど、それはそれで結構なんですよ。建て替えるなら建て替える、だけど、やはり将来の都市像がはっきりしないとただ現状で建て替えますと、現状のはり付けがこうで、狭いからというような説明だけでやるといっても、やはり、例えばここでコンクリートで建て替えるということになったら60年とか100年とかいう資料も出ております。であるならば、もう近い将来10年後にはいま言ったように1本算定で交付税が減ってくるというのは目に見えているんですから、それに対しての対応をどうするのかと。職員の定数削減でやるのか、一番は今までのやり方を見ていると職員の定数削減、それと議員定数削減、要するに箱の中に入る人数を減らしてきているわけですよ。その代り仕事の量は変わらない、まあ若干、変わらないでしょうね、少子高齢化になったとしてもいろいろな情報量が多くなってきているからすることが多くなって仕事の量としては変わらない。じゃあそのときに対する対応は正職員だけでやるのか、臨時職員をやはり先ほど言ったようにふやすのか、そういうことをやっぱりきちっとしとかなないと、どこの場所にどれぐらいの規模を建てるということはわからないんじゃないですか。ある程度の想定はやっぱりしとくべきではないかというふうに私は思いますけど。そうしないと、今後これを検討していくと言ったって現状のまま、現状のまま、現状のまま維持できないんですよ、ご承知のように。その点についての考え方をいま課長の答弁では当然建て替えるんだったらそういうことを想定してから、規模を決めていくというようなこと言われておりますけれど、それは早めにそういうことを出してもらわないと、出さないと検討できないんじゃないですか。市民にも説明できないんじゃないですか。

委員長

答弁できると。

財務部長

将来のあり方を明確にした中でということのご意見でございます。いま委員もご承知のとおり行革で取り組んでおります。その行革の中での民生活用ということで、実際今から先の業務量がどうなるかということは非常に現時点では明確に把握できない分があります。分権ということで、その辺についても業務はふえてくる分もございます。現段階でどの程度の業務がふえてくるかということもまだ明確になってきていない部分もございますので、その辺を見た中でどのぐらいの職員で対応できるか、それも正職員であるか、嘱託を活用するのか、民間を活用するのかということになってまいりますと、実際いま民活をしている中でも役所の中でする人数としましては余り変わってこないというような形も考えられますので、人数の数としては、余り変わらないのではなかろうかというふうに考えております。実際、先ほど課長が申しましたように、その中で詳細に検討する中でもう少し詰められる部分については詰めていくということになりますので、将来、10年先、20年先、どういう形で対応するかということについては、今の時点では明確な分はお示しできないというようなことを考えております。民活はしていけないかというふうに考えはいたしています。

道祖委員

地方分権等が進んでいくから今の規模で推移するのではないかという財務部長のご答弁ですけども、僕が言っているのはそれならそれでもいいんですよ。いいけれど、1市4町が合併して支所があると。その支所に対する今後のまちづくりの中で支所に対する人間のはり付けを多くするのか、少なくするのか、それによって全然違って来るんですよ。だから、そういう考え方をきちっと出してもらわないと、ただ古くなったから建て替えます、合併特例債が使え

るから建て替えましょうと、それは総論では賛成ですけれども、わかるんですけれど、ただしつくく言いますけれども電子システムが進んでいっているこの世の中で、コンビニとかいろいろ郵便局なり、いろいろな端末で納税とかそういうことができる、行政サービスが受けられるというような世の中を想定したときに、どうあるべきなんだというような、やはりこの庁舎1つでも10年後のまちの姿を示すべきではないんですか。今の答弁では全然それはわかりませんと、どうなるかわかりませんと。だけど、やはりこういうまちづくりするんだと、中心市街地に人を集めることが都会ではできるかもわからないけど地方によってはできない。であるならば、行政サービスを末端まで伝えるためには本庁舎はどうあるべきなんだということで、やはりそういう考えを示さないと何十億も金かけて、約70億円もかけて新庁舎を建設するとするならばですよ、建屋だけでそれぐらいのものを建てるわけですよ。そうしたら市民がやはりそこで新たにやっぱり行政サービスがきちっと受けられるというようなイメージを植え付けると言ったら言葉が違うかもわかりませんが、与えるようなやっぱりものに説明していかないといけないんじゃないかと思えますけど、私は今の部長の答弁は納得できませんけどね。

委員長

関連ですか。

小幡委員

いま道祖委員の意見に基本的には賛成なんですけれども、人員と1市4町の庁舎の扱いは検討されていいと思うんですけど、基本的に今回特例債を使って、17ページ、約70億ぐらいの規模の建物を建てるということが提案されておりますけど、皆さん家を建てる時に、まあ場所もそうでしょうけど、これぐらいの規模の家を建てたいと、これぐらいの建物建てるなら金額はこれぐらいかかるだろうという想定をしますよね、約70億円想定した、お金は特例債ということで原資はあります。じゃあ家を建てて自分の給料、収入に見合って何年計画で返済をしていくというのをちゃんと家庭内で話し合っただけで家を建てるじゃないですか。いま特例債があるのはわかりますよ。先の一般質問で副市長は約400億円弱の残った特例債を旧1市4町の要望をすべて聞いたと足らないと言ったんですよ。覚えています、副市長。398億円でしたか、これをすべての旧自治体からの意見を聞くと足らないと。足らないのに庁舎に金を充てようと今しているわけですよ。足るのか足らないのかを明確に示していただきたいのと、約70億円を使った場合に道祖委員もおっしゃったとおり、将来の返済原資もしくは返済能力、収支関係がこういうふうになるというのをきっちり委員会にまずは提出されて、将来飯塚市はこういう状態で返済が可能であるというのをまず示していただかないと、我々は建物を建てるか、改修できるという審議に入れないと私は思うんですよ。まずもって財務のほうで、それを明確に次回の委員会までに出していただけるかどうか、それをちょっと委員長はかっただきたいですけどね。

副市長

本会議で残りの合併特例債をちょっとオーバーするのではないかという答弁を私は確かにいたしました。これは旧1市4町の要望を聞いたということではなくて、ことしのうちの3カ年の要求段階で、あくまでも要求段階のものを全部足し合わせると、それを認めたということではないんです。超えてしまうという危険性があるというのは当然要求ですからたくさん、いっぱい各課要求してきますから、それを足し合わせるとそれぐらいのというふうな答弁をしたのは私は記憶にあります。それと確かにおっしゃるように将来を見据えて庁舎というものは当然我々も考えておりますし、その中で、この経過報告の中で庁舎建設の作業委員会あたりを内部的に作っているのはそういうところで各現場のほうでいろんな、もちろん今後の支所、出張所のあり方も含めてどうするのかとか、あるいはこれだけいろんなネットの時代に先ほど道祖委員が言われたようにコンビニを使う、使わないという問題も確かにございます。それと大きな

のは財源でございます。この財源についても10年先までと言われるのであれば、私はもう一つ、もう少し確かめたいのは消費税論議がどうなるのか、これは法律で国会でどうなるかわかりませんが、地方への配分が確かいまの分で例えば5%のうち配分が決まったということになれば、当然多少、多少期待するものは、これは甘いと言われれば甘いのでしょうかけれども、その辺の見定めも本当言えば問い合わせればその辺の確認もしたいんですが、ただ庁舎を除いて398億円を超えるというふうには思っておりません。その庁舎を含めた中で398億円の中に当然収めないとやっていけないし、それであれば大方の見通しは立つかなという一定の見通しは持っております。でなければ、こういう問題は、もちろんきょう一番問題になっておるのは、はじめから庁舎を建て替えるということで論議が進んでおりますので、今までの経過を含めて建てた場合はこうなりますよ、改修の場合はどうなりますよというのはきょうの報告ですから、また我々としては予算で建て替えますという、例えば予算をあけたときには、いま言われた部分はきちっと基本設計はどの程度の大きさで、どの程度の費用というのはもう少し詰めなくてはなりませんけれども、ただ中間報告からなにからいつてアンケートも庁舎問題検討委員会の中で建て替えということでありますので、それに基づいてアンケートも取っておりますし、その経過を報告していることで、始めからきょうは建て替えますということで、実はやっていないということで一つご理解をお願いしたいというふうに思っております。

小幡委員

あのね、いやいや、建て替えとか改修とか何も決定していませんよ。建て替えるという段階においては、このような収入でこのような返済という、改修でも同じですよ。いま消費税の件もそうですよ。あくまでもこれはすべて想定じゃないですか。だから想定において財源と支出面でこのようにして10年後、20年後も本市としては償還能力がしっかりあるというのを示してくださいということです。これがないと改修であろうと建て替えであろうと我々は、金のことが分らずして検討に入れられないということです。だから委員長を介してその資料をまず我々に示してくれと。お金はちゃんと大丈夫だと。それともう1点、今の特例債の残り、庁舎も含めてということですから、副市長の頭の中で建て替えか改修か想定した金額を入れ込んで特例債の残高全部できるんだと。まずは、基本的にはインフラ整備が先でしょ。建て替えなんかもともと一番最後のことでしょね、これは。ですから、そういうインフラ整備、建て替えて60億円、70億円使っても全部クリアできるというような根拠があるのなら、それも示して残りのお金で庁舎を改修もしくは建て替えたいということを執行部としては一回提案してくれないと。なおかつ、プラスこれだけの財源で返済も可能であるというのを示した上で、我々は検討に入りたいということを言っているんですね。ですから、その収支的な資料をしっかりと出していただきたいと。それをまず諮ってください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:18

再開 11:21

委員会を再開いたします。まず休憩中にもいろいろと出ていましたけど、先に小幡委員のほうから要求された資料について応じることが出来ますか。

副市長

言われることは十分分ります。ただ398億円は私は残っていると申しましたが、この398億円にどれにいくら、どれにいくら、財源が果たして、返済していく財源があるのかと聞かれているのか、その辺がはっきり、もう一回その辺だけちょっと確認したいと思います。

小幡委員

分けて話しましょう。398億円の特例債が残っていると、これはもうそれでいいですね。

だから、それはちょっと置いていいんですよ。今回の建て替えもしくは改修にこれぐらいの予算がかかるであろうという想定の上ですから、財源も想定で返済もこのようにというように、将来10年後、20年後飯塚市としては中心市街地でもまたお金を使いますんで大丈夫だよという分をまず執行部から提出願いたい。それを踏まえてこれで我々も堂々と建て替えもしくは改修に向けて検討に入ると。だから返済ができないものに建て替えるとか我々が検討する余地がないでしょう。庁舎だけを庁舎だけ、庁舎だけだけでも全体像的には今から何十年も使う建物ですからね。わかるかな。

副市長

仮にですね、庁舎を70億円なら70億円と仮に仮定してですよ、仮定して合併特例債を例えば15年とか20年、例えば毎年の返済額とか交付税で入ってくるのは、これは単純にできるんですよ、資料は。しかし、財源的には全体の予算の中の、これからいろんな事業がある中を返して行って財源があるとかと問われると非常にそこら辺は見通しがですね、いろんな事業があるので難しい面があるということを私はそれをちょっと言いたかったただけなんです。ですから70億円を仮に仮定してとか、あるいは80億円を仮定したら毎年の返済額がいくらで交付税がどれだけ入って最終的な持ち出し、いわゆる単費ですね、それがどのくらいかかるというような試算は、これは資料としてすぐ作って次回でも出すことは可能です。

小幡委員

では副市長が言われた庁舎問題に対してだけの事業計画は数字上表してください。それはできるでしょ。委員会を進めていく中で相対的には飯塚市本市の将来像に対してもちょっと出していただく時期が必要になってくると思うんで、それは検討してください。それはできますか。

副市長

これはいろんな、それであの、また仮定の話になりますけれども、例えばいまご存知のとおり言われたように中心市街地の問題もございます。それから浸水対策もございます。そういうものも含めて、じゃあ合併特例債をどういう使い方というのはある程度、その使う年次をできるだけ、今度少し法案が伸びましたけれども、合併特例債が使えるのが5年延長になりました。であれば、単年度の負担なり将来を見たときに負担がこないように出来るだけ少しなだけにそれを使ったほうがいいじゃないかと、私は財政運営上はそういうふうに考えておりますので、そういうことをどの段階で、どのくらい使うかというのも、まだ事業も決まってないのにそこまで、仮定したという形でだったら何ぼでも作れます。それでいいのであれば出せます、それは。

委員長

それで副市長、いま要求された部分について先に潰しておきたいんですけど、資料が提出できますか。(「できるわけがない」という声あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 11:26

再 開 11:27

委員会を再開いたします。

小幡委員

じゃあですね、資料要求いたします本建て替えの、もしくは改修の想定されている予算で返済計画まで入れた資料を次回、提出いただけますでしょうか。

総務課長

いま委員ご要求の17ページに表記しております財源、これをベースにしたシミュレーションというのは提出できますので、次回提出できるようにしたいと思います。

委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました調査資料なりについては要求することに異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、次回の委員会に執行部に資料の提出を求めます。他に。

道祖委員

私の質問の関連でいろいろ話がそれましたが、もとはどういうまちづくりで、どういう規模の庁舎が必要か、それを示してもらわないとだめだと言っているんです。まちのあり方がどうなっていくんだということを示していただきたい。だから財務部長の答弁は納得できないと言っているんです。それだったら副市長なり市長なりが、じゃあこういう考えを持ってやりますとかいうことを答弁していただければ私は納得するんですけども、それは出されてないからせめて次の委員会には、あのもう合併してすでに6年ですか、6年目に入るわけでしょ。だったらその辺はやはりもう出して。それと先ほど小幡委員が言われている質問の中で、ここ17ページの建て替えの試算のシミュレーションの話が出ましたけれど、これいうと代表質問の種がなくなるから言わないようにしようと思ったんですけど、やはり指摘されているのは財政の問題なんですよ。だから将来の財政のあり方の財政シミュレーションは合併当時はしたけれど、経過してもうすでに6年目になるわけですから、でもう1本算定の問題だってはっきりし始めたわけですから。であるならば、どういうふうになっていくかと。やらなくちゃいけないまちの課題というのはあるわけですから、大まかに。それに対しての大まかな財政シミュレーションというのを示すべきだと思いますけれどね。これは先ほどの小幡委員とのやりとりの中で私が感じたことを言っているだけですから、それをまた示せとは今は言いませんけれども、そういう考え方に立ってやってください。確かにそれと合併特例債はこの前も言った記憶がありますけれど、震災の関係で震災のところは10年のところが10年延びるというような話を聞いております。それ以外の合併したところは10年が15年まで伸びるというふうに今度の通常国会なりで継続審議で可決されるだろうというようなふうな話も聞いております。そうなれば若干余裕が出てきますので、その中でどういう財政シミュレーションをするのか。これを含めて、まあそれをしながら市庁舎のあり方、まちのあり方ということを考えていかななくちゃいけないと思いますので、その辺を加味したやつを、ぜひどういうまちづくりをしていくんでその中の一番司令塔になる本庁舎はどういう形でつくっていくんだというご見解をお示しいただけないかと思えますけど、それはできますか。

委員長

道祖委員、今のは審査要望として出されているんですか。意見として出して、それに対応できますかということですか。

道祖委員

思いがあってやるんだから思いがある答えをください。行政が。

副市長

今の道祖委員が言われることは私はごもつともだと思えます。財政をやっぱり先々見越してきちっと持っとくべき、これはシミュレーション、当然合併前とか、我々が過去、行革やるときは議会のほうにずっと十年分ぐらいをお示ししてきました。当然我々もその必要性を、ただ1つ私はちょっといま困っているのが、当時と今が違うのはうちがいま大きな、そういう合併特例債の398億円という大きな、もちろん小中一貫校、中心市街地、浸水対策と、まあこれに仮に庁舎問題ということが入ってきたときに、大きな - (発言する者あり) その、昔で言いますと特別事業というのがたくさん、それも金額も膨大な金額の分を抱えております。今までは一定のお金が、非常に財政が厳しかったのですから、経常的な経費だけをずっと置いておって大きな問題という目尾振興計画なんかの1つ大きな物事があまりなかったんですね。です

から非常に財政シミュレーション自体がたてやすかったということです。今回の場合は、じゃあ小中一貫校がどの辺でどうなるのかとか、浸水対策の全体の短期で確か61、2億円をお示ししていたと思いますけど、その年度割の作業からそういうのを10年間でいくと、どこでどれだけを置くと、全部置いていかなきゃならんですね。ですから、その辺で非常に出すのに頭がいる、正直言って難しい。じゃあそういう使い方で出したら予算上の審議の先に約束するようなことにもなりますし、そういう小中一貫校が地元の関係で場所がどこになってどこに建設するというのは決まっています。ただ大方の目安はだいたい1校あたり、例えば、しかしそれが何年度にやるのか、という問題ですね。ですから過去をお示したときは、先ほど何度も繰り返しになりますけど、普通の経常的な経費だけに、大きな事業が1本とか2本しかありませんですが、それは特別事業という形で財政シミュレーションをお示してきました。今度は浸水対策、小中一貫校、これに庁舎問題があると、一つ一つの事業の金額が大きいですから大変影響が大きいということ、これが1点ですね。それと2点目はご承知のとおり、財政シミュレーションを出してきてお叱りを受けましたけれど、お前たちの見込みは結構くるっているんじゃないかというお叱りを受けました。これは大変申し分けないですけど飯塚市は非常に自主財源が乏しいです。ですから交付税の影響がものすごく大きい。ですから交付税をちょっと扱われると今年みたいに決算で少しお金があまったというふうな、少し絞められると赤字再建団体になるやないかというような、それに今度の消費税の問題がございます。そうなってくると10年先を出せと言われるとそれは大変私はいま、出したいけど、出して、要求されることは、言っていることはよく分りますけど、それは厳しいと、難しいというふうに思っております。

道祖委員

いまの副市長の答弁ですけどね、やっぱり私はそれは納得いかない。だから、それはあなた、やはり目標管理というのをきちっと入れていかない限り今の時代だめじゃないですか。今まで、例えば地域主権といったいろいろ問題があるから、その言葉がすぐ出てくるけれど、地方分権の話からいけばきちんと自分たちのまちづくりは自分たちで考えるということだから、それがぶれるかも分りません。それは世の中いろいろ動いているからぶれることはありますよ。だけど目標はきちっと定めてそれに向かっていくというのが基本じゃないですか。それを大変だから大変だからそれは出せませんというような話はないと思いますけどね。

副市長

次回までとか今後じゃ難しいんですよ。ですから私がお示したいのは、財政に言っているのは少なくとも大きな施策は、私がことしの年頭に指示しているのは公の施設の残った分もございませぬけれども、今後の飯塚市の大きなフレームを考えた場合に、ことしの10月か11月ぐらいまでにはそういうものを検討をいま指示しておりますが、そういうことで、それと浸水対策の各年度に事業実施の年度をきちっと年度割り振りしてくれと、ですからことしの年末ぐらいにはそういうものを、まあ概略で財政シミュレーションも私はお示しできるんじゃないかなというふうには思っております。ただ次回の委員会とか、ここ1、2カ月で出すというのは、それは、そうなりますとたぶん消費税の見込みも足すでしょうし、大きなプロジェクトの年度割が、まあ多少のぶれは、言われるようにぶれはあっても大方の、当然そういうことは見込んでおかないと市政運営はできませんので、年末ぐらいまでにはそういう今後の見通しはある程度示すことはできるんじゃないかというふうには思っております。

道祖委員

安心いたしました。財政シミュレーションが年末までに出るということで、当然それは出るということになれば、各大きな事業についてはどういう形で取り組むという考えがあってからそれが積み上げられていくんだろうと思いますから、だから先ほどから言っていますように庁

舎は司令塔ですから。だから今後どういう形の司令塔がいいのかをですね、見解をお示しいただきたいということをきょう出せないなら次回でも結構ですから、出していただきますようお願いしておきます。委員長もう一ついいですか。

委員長

はい。

道祖委員

それと17ページの資料の中であなた方は建て替えと言っていないみたいですが、私は建て替えするときはどうなるのかということで質問させていただきますけれど、建て替えで21市の進捗状況等を調べて延べ面積とか平均単価とかいろいろ出されておりますけれど、そしてその関連の資料が25ページから示されておるわけですね。この資料を見ると合併したところとしていないところがあります。で、合併したところについて私はこの茨城県のC市というのはどういうまちが知りませんから、自分で調査することができませんのでお願いしたいんですけど、こういうところは一本算定になったときはどうなるんですか。このまちの財政シミュレーションとかそういうことがどういうふうになっているのか、調査できるんだったら調査、資料として出されているからですね、お示しいただきたいんですが。ただあなた方、これを見る限りじゃ、その資料がこの町は人口が幾らで行政面積が幾らで、今まで建った建物がいくらで経過年数が何年で、いつ建てまして、いつどれぐらいの規模のものを今度は建てますと、お金がどれぐらいかけて建てますということしか書いてないわけですね。ただ私が先ほどから言っているように、この町々によっては財政状況は全然違うわけですよ。その中でこういうものがどういう形で建っていったかぐらいはですね、おそらく市民に説明されているんでしょうからこういう説明が市民にあってこういう形で出されていると。財政シミュレーションはこういう形になっているとか、非常に飯塚市にとって参考になるんじゃないかと思うんですが、そういう資料を調査して出せますか。

総務課長

この21市の資料はホームページに上がっている資料の範囲で調べております。いま委員が申されます財政的なシミュレーションまでアップしているところというものはほとんど皆無であった記憶がございます。ただ財政状況等につきましてはそこそこのホームページ等で別の部類での標記もありましょうし、下の欄に5の財源計画のところに記載されておりますとおり、そこそこの基金を持っている自治体もございます。個々の、例えばいま委員言われますとおり市の財政状況を個別に出すことは可能ですけど、ただ財政シミュレーションまでアップしたり、ここの庁舎の記載の中で上げてあるところは、ちょっと私の記憶じゃなかったように記憶がありますので、そこ辺の単年度の財政状況というのはそこそこの資料は調査することは可能です。

道祖委員

単年度でも結構です。財政状況がどういう状況になっているのかお示しいただきたい。あなた方はホームページで調べることができたということですけど、私もホームページぐらい見ろうと思ったら見れるんですけどね、政務調査費がないから資料を印刷する金がないとかいろいろ問題があるんですけど、ただあなた方が出されているのはCとかBとか書いているから自分で調査できないんですよ。教えてくれたら私は自分でちゃんとホームページを見ますよ。何かA、B、Cと書かなくちゃいけない理由もあるんですか。

委員長

それ質疑ですか。

委員長

執行部にお尋ねしますが、いま道祖委員のほうから要求のあった資料、出せますか。

総務課長

ホームページで抽出したところの、このデータをつくり上げるまでにわからないところは個別に聞いた箇所もございますので、先ほど言いました、それが出して、ホームページの範囲内であれば問題ないかと思うんですけれども、これを出すことによって他のところに、例えば解体費とか云々とかいうところでホームページまで上がっていないケースを個別に聞いたケースもございますので、そのところはちょっと差し控えさせていただきたいなと思っております。ただ個別の財政状況については、市が特定できますのでそのところは個別に調査させていただいて別途資料を作成させていただきます。よろしいでしょうか。

委員長

おはかりいたします。だだいま道祖委員のほうから要求がありました調査なり資料について要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって次回の委員会に執行部に資料の提出を求めます。他に。

上野委員

明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。庁舎に関しましては市民アンケートの結果も鑑みられて執行部としては建て替え、改修の検討をなされると思うんですが、要望3点させていただきます。まず、先ほどから答弁がっておりますが、支所を含めた組織編成についても十分考えてやられるということですが、いま別建てになっている穂波庁舎にある教育委員会、上下水道局についても今後どのようにされるのかも検討していただきたいと思います。2点目ですが、特に建て替えを選択される場合、いま資料では65年の耐用年数を見られておるみたいですが、今後どのようになるかわかりません、地方自治も。さらなる合併という可能性も出てくるかもしれませんのでコンパクトにつくるのも結構なんですが、建て増し等の考えも入れられて検討していただきたいと思います。最後なんですけど、お金がないのでなるべくコンパクトに、小さくという意見も聞こえてきますが、職場環境を快適にさせていただかないと皆様方のように優秀な職員さんがこれからも来てもらわなくちゃいけないので、ぜひともそこら辺のあたりも考えていただいて、広ければいいというものでもないんですが、きちりとした職場スペースを確保していただくように検討をしていただきたいというふうに要望をしておきます。

瀬戸委員

建て替えか、改修かということでいろいろ論議がされておりますが、先ほど道祖委員も言われたように、もし建て替える場合に、これはよくPFI手法とかで建物を建ててもらって借りるという方法とかいうのもあり得るのかなと思います。そうした場合にランニングコスト、いわゆる管理コストが非常に下がるんじゃないかということもありますので、そういうところがあるのかなのか、その辺も一つ調べておいて、もし資料があれば提出をお願いしたいと思いますので、委員長お取り計らいをよろしくお願いいたします。

総務部長

いま言われましたPFIの問題です。私どもも事前に検討していたわけですけど、特例債を使用する関係でなかなか利用勝手が悪いという部分もありますので、十分調査した上で資料等がありましたら報告させていただきたいと思っております。

瀬戸委員

建て貸しをしてもらうということになれば、特例債を使わなくていいわけですから、別のほうに回せるわけですから。特例債を使って庁舎を建て替えるという頭で言われていますけれど、いわゆる建て貸しをしてもらうわけですから。特例債を使わない、別の事業に回せるわけですから。その辺をどっか、PFIなんかで建物を借りているところがあるのかどうか、それを調

べてくださいということを行っているんです。

総務部長

説明が不足しておりました。特例債がある前提で庁舎という話でいったということで、これほどの庁舎を扱うのに特例債以外なかったもんですから、それがあるので進んでおるという認識でございました。PFIで特例債抜きで庁舎の建て替えになりますと、かなり大きな費用がかかりますのでそういうことを含めての説明ということで理解して検討させていただきます。

小幡委員

将来的で構いません。本市が1市4町で合併して約502億円の特例債をいただきましたよね。今から平成の第2次、第3次の大合併がまた、もしくはあるとして想定した場合、旧2市8町でのもし合併、今でいけば嘉麻、桂川、飯塚が将来的に合併をしたとした場合に、特例債はまたいただけるのか、もしいただけるとすれば額が、いやいやだから、それを確認してください。ないならないで結構ですから。

総務部長

現行制度の中ではもうございません。新法の中では。

委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですので説明に関する質疑を終結いたします。お諮りいたします。「庁舎建設に関することについて」は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「庁舎建設に関することについて」は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして庁舎建設特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。